

学校感染症に関する報告・公欠手続きについて
【新型コロナ・インフルエンザ等の学校感染症に関する重要なお知らせです。
必ず各自で確認をしてください。】

学生本人が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、その他の学校保健安全法施行規則で定められた学校感染症に罹患した場合、出席停止対象となります。罹患が判明した時点で必ず学校への報告を行ってください。
出席停止期間について、後日保健室へ「学校感染症罹患届」の提出がない場合は公欠となりません。

【学校への報告方法について】

＜新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに罹患した場合＞

罹患が判明した時点で必ず、報告用 Google フォーム(下記 URL)から報告を実施してください。報告を確認後、保健室から出席停止期間等に関してメールでご連絡いたします。

<https://forms.gle/ktbidtXdHEch3iik7>

＜その他の学校感染症に罹患した場合の報告方法＞

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ以外の学校感染症に罹患したもしくは罹患した可能性があり、医師から出席停止に関する指示を受けた場合は、メールもしくは電話で保健室へ報告してください。

学校感染症について詳細は学校公式 HP(下記 URL)もしくは学園生活ガイドに記載がございます。

<https://sites.google.com/jec.ac.jp/health/>

【学校感染症罹患時の公欠手続きについて】

医療機関において学校感染症に罹患したことが認められ、出席停止期間が記載された「学校感染症罹患届」の提出がある場合のみ公欠となります。登校再開後に保健室(本館 1 階)へ提出してください。

発熱・風邪症状等で医療機関にかかる場合は予め「学校感染症罹患届」を印刷・持参の上、受診しましょう。

■「学校感染症罹患届」

本校指定書式のもので、医師が出席停止期間を記載しており、医師署名と印鑑のあるものに限りします。

<https://drive.google.com/file/d/1rio9j9y51P1Uu79HmZxmuyCLvwLgc6ax/view?usp=sharing>

上記 URL からダウンロード後、印刷して使用してください。

＜公欠手続きに関する注意事項＞

※新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザに関して、市販の抗原検査キットを用いた自己検査や医療機関以外で実施した検査において陽性判定が出た場合、そのままの状態では公欠になりません。

医療機関以外で行った検査で陽性判定となり、公欠を希望する場合は、改めて医療機関を受診または医療機関に問い合わせを行っていただき、必ず医師に「学校感染症罹患届」の記載をしてもらってください。

※診断書の発行は不要です。医療機関側から発行を受けたとしても、原則、公欠用資料とはなりません。提出された場合は一旦内容を確認いたしますが、対応できない場合がございます。

※必要時、医療機関の領収書および診療明細書を追加で確認させていただくことがありますが、領収書や診療明細書単体では公欠用資料となりません。

※医療機関にて記載されていないと思われる、医師署名や印鑑等がない罹患届は公欠用資料として無効です。

訂正があるときは、訂正箇所を二重線で抹消の上、医師の訂正印を押印+訂正箇所の付近の余白部分に訂正する文字を記入してもらってください。訂正印がない罹患届に関しては、受け付けられない場合がございます。

【注意事項】

※新型コロナウイルス感染症による出席停止期間終了後、登校前に「陰性確認」の検査は不要です。

※保健室から案内した出席停止期間に従って登校を再開してください。校内の感染症まん延防止のため、独断で登校再開し、後追いで報告することがないようにお願いいたします。（罹患時点での報告がなかった場合、後から学校感染症罹患届を提出いただいても、公欠の対応ができない可能性もございます。）

※最終的な公欠期間については、医師指示の出席停止期間や、学校保健安全法施行規則等に定められた基準をもとにこちらで検討いたします。ご希望に沿いかねることもございますので、予めご了承ください。

※ご自身の体調が悪い時に無理に登校することは控えてください。くしゃみ、鼻水、咳等の風邪症状がみられている中で登校をする場合は、マスク着用を含む咳エチケットを心がけてください。

※ご自身が感染症の検査を受け結果待ちになっている状態について、出席制限は設けませんが、結果待ちの間に登校する場合はマスク着用等の感染対策を必ず実施し、周囲との接触を最小限にして過ごしてください。

※発熱や風邪症状がみられた場合は、新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の検査が可能な医療機関の受診をおすすめいたします。

※新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の特定、行動制限及びその協力要請は行われないこととなりました。同居の有無にかかわらず、関わりのあった人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合も登校制限はありません。自主的に欠席された場合は、公欠ではなく欠席となります。
同様に、新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症罹患者と接触があった場合も登校制限はありません。

※感染者と同居の場合は接触を最大限控えていただき、登校時にはマスク着用等の感染対策を取っていただくことを推奨します。ご自身に体調不良が見られた場合は登校を控え、医療機関の受診をしてください。

※今後の感染状況により、学校内における感染症対応については随時変更となる可能性があります。

※ご不明な点がございましたら保健室へご連絡ください。

保健室からの回答待ちの間に欠席された場合でも、出席停止対象に該当しなかった場合は公欠対応等いたしかねますのでご承知おきください。

保健室

〔場所〕 日本電子専門学校 本館 1 階 / 在室時間：平日 9 時 - 17 時

〔電話〕 03-3369-9355 （平日 9 時 - 17 時）

〔メール〕 health@jec.ac.jp